

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から33年4月1日まで  
② 昭和34年4月1日から36年4月1日まで

申立期間について、私が昭和37年3月20日に脱退手当金を受給されているとのことであった。

しかし、私は、夫の転勤のために申立期間①及び②に係るA社を退職しているが、当該事業所から脱退手当金の制度に関する説明を受けた覚えも無く、退職後に退職金や脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間①及び②における被保険者資格記録のいずれにも、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）が管轄社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済37.1.5」との表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

申立期間については、昭和34年4月から36年4月までの間、A社の支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和36年6月5日に夫の転勤のため転居しているが、その前々月の同年4月末まで、申立事業所の正社員として働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和42年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主は既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が氏名を挙げた、元上司を含む申立事業所における複数の元同僚から聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和34年4月1日から36年4月1日までの間に確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。